

平成26年度国民健康保険税について

「国民健康保険税決定通知書」は、納税義務者である世帯主に7月中旬に送付します。平成26年度から税率が変更になりました。詳しくは広報かさい6月号でご確認ください。

■保険税の納期

普通徴収（口座振替や納付書）でお支払いいただく方の納期は9回です。また、特別徴収でお支払いいただく方は、偶数月に年金から天引きされます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

※納付書で納められている方には、安心して便利な口座振替をお勧めします。市内に支店のある金融機関（農協と但馬銀行を除く）のキャッシュカードを市民課窓口にお持ちいただくことで、手続きすることができます。

■病気や失業などで納付に困ったとき

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、災害で大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けることができる場合があります。また、倒産による失業や雇い止めなどによる離職等で雇用保険の失業給付を受ける場合には、申請により保険税の軽減を受けることができます。

■入院や高額な外来診療を受診するときに

「限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。認定により、1カ月の入院等の窓口支払いが、自己負担限度額までの支払いで済むものです。引き続き利用される方や新たに利用される方は、申請してください。

申請要件／国民健康保険税の滞納が無いこと

申請時期／7月14日（月）以降

申請場所／市民課（国民健康保険係）

必要な物／保険証、印鑑

■高齢受給者証の更新

「国民健康保険高齢受給者証」が、8月1日から更新されます。国民健康保険の加入者で70～74歳の方を対象に、国民健康保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。受診される際に、国民健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示していただくものです。新しい受給者証は、7月下旬に郵送します。

【問合せ先】 市民課（国民健康保険係） ☎428721 税に関することは税務課（税制係） ☎428712

平成26年度介護保険料の決定について

65歳以上の方の介護保険料は、平成25年度と同額です。保険料基準額は、3年ごとに見直しを行っており、世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。7月中旬に平成26年度介護保険料決定通知書を送付しますので、同封するパンフレットも併せてご確認ください。

■各所得段階保険料一覧（平成24～26年度）

所得 段階	対象となる方		基準額に 対する割合	年額
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		× 0.5	29,800 円
2		課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下の方	× 0.625	37,200 円
3	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	× 0.7	41,700 円
		課税年金収入＋合計所得金額が 120 万円を超える方	× 0.75	44,700 円
4	本人は市民税非課税で、 世帯の誰かが市民税課税	課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下の方	× 0.9	53,600 円
		課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超える方	基準額	59,600 円
5	本人が市民税課税	合計所得金額が 190 万円未満の方	× 1.25	74,500 円
6		合計所得金額が 190 万円以上 400 万円未満の方	× 1.5	89,400 円
7		合計所得金額が 400 万円以上の方	× 1.75	104,300 円

【問合せ先】 長寿介護課（介護保険係） ☎428788 FAX428955 kaigo@city.kasai.lg.jp

平成26年度後期高齢者医療保険料について

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付します。保険料は、被保険者一人ひとりにお支払いいただきます。平成26年度から保険料額が変更になりました。詳しくは、広報かさい6月号でご確認ください。

■保険料の支払い方法

保険料のお支払いは、2通りです。

①年金からのお支払い（特別徴収）	手続きの必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市民課にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）	7月から3月まで毎月納付いただきます（14ページの国保税の納期と同じ）。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

■被保険者証の送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

医療機関窓口での一部負担割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年度の住民税課税所得と平成25年中の収入額をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

■入院や高額な外来診療を受診するときに

世帯員全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。申請をされていない場合は、市民課に申請してください。

【問合せ】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078-326-2021、市民課 ☎④8721

緊急通報装置の設置でひとり暮らしの高齢者も安心

緊急通報装置とは、ひとり暮らしの高齢者などが、急病やけがの際に「緊急ボタン」を押すことで、24時間看護師が待機している受信センターへ繋がり、救急車の手配や近隣協力者への連絡を行ってもらえるシステムです。また、健康相談や使用方法についての説明を聞くことができる「相談ボタン」もあります。

装置は、電話回線を通じて通報を行うため、原則として固定電話（NTTアナログ回線）が必要です。光電話やADSL回線などの場合は、承諾書（停電時に通報が繋がらない等の不具合が発生するため）が必要です。

■対象者／65歳以上の高齢者や身体に重度の障がいがある方

■利用料／ひとり暮らしの方は月額300円。それ以外の方（日中独居等）は月額1,200円。設置は無料。

■設置方法／地区の民生委員を含めた3人の近隣協力者が必要ですので、長寿介護課または地区民生委員にご相談ください。



本体とペンダントがセットです。

【問合せ】 長寿介護課（地域支援係） ☎④8728 FAX④8955 kaigo@city.kasai.lg.jp

平成27年9月以降の市民会館文化ホールの予約はできなくなります

昭和54年にオープンした文化ホールは、築30年以上が経過しているため、耐震改修工事を行います。工事期間中は、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。リニューアルオープンは平成29年4月を予定しています。また、コミュニティーセンターも、文化ホールの工事終了後に耐震改修工事を行う予定です。

休館期間／平成27年9月1日～29年3月31日※平成26年9月1日からは文化ホールの1年先の予約ができません。

問合せ／行政課 ☎④8702 ※休館期間中は、コミュニティーセンターの一部（2階ギャラリー等）も使用できません。